

# 福岡県公報

令和四年三月二十九日  
第二百八十六号  
増刊  
③

## 目次

○福岡県自治振興組合と福岡県との間の福岡県市町村職員研修所に係る事務の委託に関する規約	(人事課)	一
訓 令 (第一号―第五号)		
○福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令	(市町村支援課)	二
○福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令	(広域地域振興課)	三
○福岡県公印規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	三
○福岡県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令 (県民情報広報課)		四
○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課)		四
教育委員会		
○福岡県教育庁組織規程の一部を改正する規則 (教育庁総務企画課)		六
○福岡県教育庁事務分掌規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務企画課)		七
労働委員会		
○情報通信の技術を利用して行う福岡県労働委員会の所管する行政手続等の一部を改正する告示 (労働委員会事務局調整課)		七
正 誤		
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (平成二十九年福岡県規則第三十一号) 中正誤		九

## 告 示

福岡県告示第三百十一号

福岡県自治振興組合と福岡県との間の福岡県市町村職員研修所に係る事務の委託に関する規約を次のように定める。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県自治振興組合と福岡県との間の福岡県市町村職員研修所に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 福岡県自治振興組合(以下「甲」という。)は、所有する福岡県市町村職員研修所(以下「委託施設」という。)に関する次に掲げる事務を福岡県(以下「乙」という。)に委託する。

- 一 委託施設の維持、保守その他委託施設の管理に関する事務
  - 二 委託施設の利用の承認その他委託施設の運営に関する事務
  - 三 委託施設の使用料の徴収及び収納に関する事務
  - 四 委託施設の過料の徴収及び収納に関する事務
  - 五 委託施設の過料に関する行政処分その他不服申立てに対する決定に関する事務
- 2 前項の規定にかかわらず、委託施設の大規模補修に関する事務については、別途甲と乙において協議を行うものとする。

(管理及び執行の方法)

第二条 甲が前条第一項の規定により乙に委託する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「県条例等」という。)(の定めるところによるものとする。

2 乙は、前項の規定による委託事務の管理及び執行に当たっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)(第二百四十四条の二第三項の規定により乙が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)(に行わせることができる。ただし、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事務はこの限りでない。

(協議)

第三条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

- 一 委託施設の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。
- 二 委託事務の管理及び執行について適用される県条例等を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 委託施設について、法第二百四十四条の二第九項の規定による利用料金の承認をしようとするとき。

2 甲は、委託施設の設置及び管理に関する甲の条例、規則その他の規程（以下「自治振興組合条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

（経費の負担）

第四条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、その額は甲と乙が協議して定める。

（使用料及び過料の収入）

第五条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料及び過料の収入は、全て乙の収入とする。ただし、乙が指定管理者を指定する場合においては、法第二百四十四条の二第八項の規定による利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

（予算の計上）

第六条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

（決算の通知）

第七条 乙は、法第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（連絡会議）

第八条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期に連絡会議を開くものとする。ただし、乙が必要と認める場合又は甲の申出がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第九条 甲は、委託施設の設置及び管理に関する自治振興組合条例等を制定し、又は改

廃した場合においては、直ちに当該自治振興組合条例等を乙に通知しなければならない。

2 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される県条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに当該県条例等を甲に通知しなければならない。

（その他）

第十条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

（施行期日）

1 この規約は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

（準備行為）

2 委託事務に係る準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

訓令

福岡県訓令第一号

本 庁

出 先 機 関

教 育 庁

監 査 委 員 会 事 務 局

人 事 委 員 会 事 務 局

警 察 本 部

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する

訓令

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成十四年八月福岡県訓令

第十三号)の一部を次のように改正する。  
 第五条第二項中「企画・地域振興部市町村支援課長」を「企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課長」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県訓令第二号

福岡県教育委員会訓令第一号

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和四年三月二十九日

本庁

福岡県知事 服部 誠太郎  
 福岡県教育委員会

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程(昭和五十六年四月 福岡県訓令 第五号)の一部を次のように改正する。

第六号)の一部を次のように改正する。  
 第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「企画・地域振興部広域地域振興課長」を「企画・地域振興部市町村振興局政策支援課長」に改める。

別表第二中「広域地域振興課長」を「市町村振興局政策支援課長」に、「市町村支援課長」を「行財政支援課長」に、「教育庁教育企画部 企画調整課長」を「教育庁教育総務部 総務企画課長」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県訓令第三号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本庁  
 出先機関

令和四年三月二十九日

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一の十七の二の項中

「6建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律 第四百号)第二十一条第一項の規定による解体工事業者登録通知書(那珂県土整備事務所長については2に限る)」

「6建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律 第四百号)第二十一条第一項の規定による解体工事業者登録通知書 7建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第三項の規定による適合性判定通知書又は適合しない旨の通知書、同条第四項の規定による期間を延長することのできない旨の通知書、同法第十三条第四項の規定による適合性判定通知書又は適合しない旨の通知書、同条第五項の規定による期間を延長することのできない旨の通知書、同条第六項の規定による適合するかどうかを決定することのできない旨の通知書、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第十一条の規定による軽微変更該当証明書又は該当しない旨の通知書(那珂県土整備事務所長については2及び7に限る)」

十七の二の二の項を次のように改める。

十七の二の二	福岡県知事印	17の2の2	てん書方二七	1 建築基準法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定通知書、同項第五号の規定による道路位置の指定通知書、同法第四十三条第二項第一号の規定による接道基準外建築の認定通知書、同項第二号の規定による接道基準外建築の許可通知書(包括同意基準に適合するものに限る。)、同法第八十五条第五項の規定による許可通知書、同法第八十七条の三第五項の規定による許可通知書、建築基準法施行令第四十四条の四第一項第一号ホ、第二号及び第四号の規定による道に関する基準の特例認定通知書、福岡県建築基準法施行条例第二十五条の三第一号及び第二号の規定による道に関する基	直方、京築、朝倉、八女及び田川県土整備事務所長並びに南筑後県土整備事務所柳川支所
--------	--------	--------	--------	--	--



福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和四年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令  
 福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号の三の三を削り、同条第十三号の七の二の次に次の一号を加える。  
 十三の七の三 地域政策監 組織規則第八号第十六項に規定する地域政策監をいう。  
 第二条中第十七号の二の三を第十七号の二の四とし、第十七号の二の二を第十七号の二の三とし、第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の二の二 事務長 組織規則第三百三条に規定する事務長をいう。  
 第七条の表知事部局の項中

<p>福岡学 園 園長の決 裁事項</p>	<p>課長の決裁事項</p>	<p>課長の決裁事項</p>
<p>指導課の所掌事務については児童自立支援監、庶務課の所掌事務については庶務課長</p>	<p>副課長等又は当該事務を担当する企画（企画広報）監、情報企画監、産業企画監、県政情報監、健康管理監、防災危機管理専門監、地域政策監若しくは監査指導</p>	<p>副課長等又は当該事務を担当する企画（企画広報）監、地域企画監、情報企画監、産業企画監、県政情報監、健康管理監、防災危機管理専門監若しくは監査指導</p>
<p>指導課の所掌事務については指導課長、庶務課の所掌事務については園長が指定する職員</p>	<p>副課長を置く課にあつては当該事務を担当する課長補佐、その他の課（副課長を置く課で当該事務を担当する課長補佐がない場合を含む。）にあつては当該事務を所掌する係（以下「主務係」という。）の係長（係を置かない課及び主務係がない課にあつては、課長が指定する職員）</p>	<p>副課長を置く課にあつては当該事務を担当する課長補佐、その他の課（副課長を置く課で当該事務を担当する課長補佐がない場合を含む。）にあつては当該事務を所掌する係（以下「主務係」という。）の係長（係を置かない課及び主務係がない課にあつては、課長が指定する職員）</p>

を に、

を

<p>第二十一条の四の二 （子ども療育センター新光園事務長専決事項） （子ども療育センター新光園事務長に、次に掲げる事務を専決させることとする。）</p>	<p>第二十一条の四の次に次の一条を加える。</p>	<table border="1"> <tr> <td>副所長（次長、副校長）</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副所長（次長、副校長）</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副所長（次長、副校長）</td> <td>副所長（次長、副校長）の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副所長（次長、副校長）</td> <td>副所長（次長、副校長）の決裁事項</td> <td>副所長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> <td>出先機関の長が指定する職員</td> </tr> </table>	副所長（次長、副校長）	出先機関の長の決裁事項	副所長（次長、副校長）	主務課の課長	副所長（次長、副校長）	副所長（次長、副校長）の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副所長（次長、副校長）	副所長（次長、副校長）の決裁事項	副所長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	出先機関の長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副所長（副園長、次長、副校長）</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副所長（副園長、次長、副校長）</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副所長（副園長、次長、副校長）</td> <td>副所長（副園長、次長、副校長）の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副所長（副園長、次長、副校長）</td> <td>副所長（副園長、次長、副校長）の決裁事項</td> <td>副所長（副園長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> <td>出先機関の長が指定する職員</td> </tr> </table>	副所長（副園長、次長、副校長）	出先機関の長の決裁事項	副所長（副園長、次長、副校長）	主務課の課長	副所長（副園長、次長、副校長）	副所長（副園長、次長、副校長）の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副所長（副園長、次長、副校長）	副所長（副園長、次長、副校長）の決裁事項	副所長（副園長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	出先機関の長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員	<table border="1"> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>出先機関の長の決裁事項</td> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>主務課の課長</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>主務課の課長</td> <td>主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）</td> </tr> <tr> <td>副園長、次長、副校長</td> <td>副園長、次長、副校長の決裁事項</td> <td>副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）</td> <td>園長が指定する職員</td> </tr> </table>	副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員
副所長（次長、副校長）	出先機関の長の決裁事項	副所長（次長、副校長）	主務課の課長																																																																																																																																													
副所長（次長、副校長）	副所長（次長、副校長）の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副所長（次長、副校長）	副所長（次長、副校長）の決裁事項	副所長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	出先機関の長が指定する職員																																																																																																																																													
副所長（副園長、次長、副校長）	出先機関の長の決裁事項	副所長（副園長、次長、副校長）	主務課の課長																																																																																																																																													
副所長（副園長、次長、副校長）	副所長（副園長、次長、副校長）の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副所長（副園長、次長、副校長）	副所長（副園長、次長、副校長）の決裁事項	副所長（副園長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）	出先機関の長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	出先機関の長の決裁事項	副園長、次長、副校長	主務課の課長																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、出先機関の長が指定する職員）																																																																																																																																													
副園長、次長、副校長	副園長、次長、副校長の決裁事項	副園長（副園長を置かない課にあつては、園長が指定する職員）	園長が指定する職員																																																																																																																																													

に、

を

に改める。

一 委任規則第十一条第一号、第三号から第八号まで、第十号から第十七号まで、第二十号及び第二十一号に規定する事務（同条第三号から第五号の二までに規定する事務については、園長、副園長及び事務長に係るものを除く。）

二 第二十一条第三号（同号チ及びリを除く。）、第四号、第十号（同号イ、ロ、ハ及びニを除く。）及び第十一号に規定する事務（同条第三号（同号イを除く。）及び第四号に規定する事務については、園長、副園長及び事務長に係るものを除く。）

第二十二条第二項第二号中「福岡県福岡児童相談所」の下に「福岡県久留米児童相談所、福岡県田川児童相談所」を加え、同項第三号を削る。

第二十三条第三項第二号中「福岡県福岡児童相談所」の下に「福岡県久留米児童相談所、福岡県田川児童相談所」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 削除

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（こども療育センター新光園における財務会計に関する事務の専決）

第二十三条の二の二 こども療育センター新光園の事務長に、次に掲げる事務を専決させることとする。

一 委任規則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第九号から第十八号まで並びに同条第二項、同規則第十三条並びに同規則第十三条の二（同条第一号を除く。）に規定する事務

二 第二十三条第一項第一号イ及び同項第二号（同号イを除く。）に規定する事務  
別表一第十項の四課長専決事項の上欄第一号中「第十二条」を「第十三条」に改め、

同欄第二号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同欄第三号中「第二十一条第一項及び法第四十条」を「第三十八条第一項及び法第四百四十三条」に改め、「個人情報取扱事業者」及び「対し、個人情報」の下に「等」を加え、同欄第四号中「第二十一条第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同表第十二項中「「労安法」」の下に「福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）」を「分限条例」を加え、同項課長専決事項の上欄中第二十五号を第二十七号とし、第八号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

8 地公法第二十八条第二項の規定に基づき、同項第一号の規定に該当する会計年度任用職員を、その意に反して休職し、又はその期間を更新すること。

9 分限条例第十条の規定に基づき、地公法第二十八条第二項第一号の規定に該当し、同項の規定に基づき休職を命ぜられた会計年度任用職員に対して復職を命ずること。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号の表高校教育課の項中「管理係 学事企画係 指導班」を「管理係 学事企画係 指導班 ICT教育推進室」に改める。

第九条中第四十三号を第四十四号とし、第三十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 教育委員会の所掌事務に係る情報の推進に関すること。

第十二条第十号中「情報化推進」を「共用ネットワーク、共用パソコン及び社会保障・税番号制度」に改める。

第十四条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校におけるICTを活用した教育の推進に関すること。

第十六条第七号中「入学者選抜」を「入学者選考」に改め、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 県立特別支援学校におけるICTを活用した教育の推進に関すること。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

福岡県教育委員会教育長 吉田 法稔

福岡県教育庁事務分掌規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(福岡県教育庁事務分掌規程の一部改正)

第一条 福岡県教育庁事務分掌規程(平成三十年福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「、社会保障・税番号制度その他の情報化推進」を「及び社会保障・税番号制度」に改める。

第九条の前の見出し中「及び班」を「、班及び室」に改め、同条第一号中二を削り、ホをとし、ヘをホとし、同条に次の一号を加える。

四 ICT教育推進室の分掌事務

イ 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校におけるICTを活用した教育の推進に係る企画、調整及び指導助言に関すること。

ロ 県立学校における教務支援システム及び統合型校務支援システムの企画、管理及び運営(他の課の所掌に係るものを除く。)に関すること。

第十一条第一号又中「入学者選抜」を「入学者選考」に改め、同条第二号に次のように加える。

チ 県立特別支援学校におけるICTを活用した教育の推進に係る企画、調整及び指導助言に関すること。

リ 県立特別支援学校における統合型校務支援システムの運営に関すること。(福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会事務決裁規程(平成六年福岡県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表一第十項中「この項中個人情報保護の保護に関する法律施行令(平成十五年十二月十日政令第五百七号)」を「施行令」という。を削り、同項第一号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同項第二号中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表十一第十五項を削り、第十六項を第十五項に改める。

別表十三各出先機関の長の項第六項中「この項中個人情報保護の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)」を「施行令」という。を削り、同項第一号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同項第二号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同項第三号から第十三号までを削る。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

労働委員会

福岡県労働委員会告示第一号

情報通信の技術を利用して行う福岡県労働委員会の所管する行政手続等(平成十六年三月福岡県地方労働委員会告示第二号)の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日

福岡県労働委員会会長 徳 永 響

一の表中

福岡県情報公開条例(平成十三年福岡県条例第五号)

福岡県情報公開条例(平成十三年福岡県条例第五号)	第六条第一項	平成一六年四月一日	公文書の開示請求
第九条		令和四年四月一日	争議行為の届出
第十二条第一項		令和四年四月一日	斡旋の開始申請
第十八条第一号、第二号、第三号		令和四年四月一日	調停の開始申請

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)

を

改める。

福岡県情報公開条例(平成十三年福岡県条例第五号)	労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)		労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)		
	第六條第一項	第三十二條第一項	第二十八條第一項	第五條第一項	第三十七條 第三十條
	平成一六年四月一日	令和四年四月一日	令和四年四月一日	令和四年四月一日	令和四年四月一日
	公文書の開示請求	不当労働行為の救済申立て	認定手続の開始を求め申出	労働組合の資格審査申請	公益事業の争議行為の予告通知

に



29 ・ 9 ・ 5	発行年月日	
3923 増刊①	番 公 号 報	
再掲	種 類	
規則 31	番 同 号 上	
1	ペー ジ	
	上	欄
○	下	
7	行	
	備 考	
林道係 治山第三係 治山第二係 治山第一係	「森林土木課 正	
林道係 治山第三係 治山第二係 治山第一係	「森林土木課 誤	

正  
誤